

なぜ広島の教育は狂ったのか



広島県公立中学校教諭 立花一道

「人類普遍の原理」で歪めた民主主義

平成元年、中国では民主化運動を武力で弾圧する「天安門事件」が起こりました。体制批判や抗議行動が徹底的に弾圧されました。ネットでは検閲が行われ、「天安門事件」や共産党の暴力に関するワードは消去して検索できなくするなど情報統制がなされ、武力弾圧はなかったことにされています。逆に権力に都合の良いように世論工作、情報操作が行われています。共産党への批判は断固許さないことを示した象徴的な事件です。ロシアや北朝鮮なども同様で、体制の「暴力」や批判を徹底的に押さえ込み弾圧しています。独裁国家がとる国民支配の常套手段です。

民主主義国家である日本ですが、部落問題に批判的なことを言うと、差別を口実に 徹底的に攻撃され、選挙が歪められ、さらに批判することさえ許さないという世論操作 が行われた事例を紹介します。

衆議院議員選挙に立候補した共産党議員の公約を掲載した選挙公報を解放同盟 が差別文書だとして共産党を攻撃し、さらに配布した選挙管理委員会を糾弾して自分 たちに都合の良い世論づくりをさせていく事件が起こります。

民主主義の根幹を成すのが選挙です。国民が公正に代表者を選び出すためには、 立候補者の「言論の自由」や国民の「知る権利」は徹底して守られねばなりません。ど んな理由であれ、暴力や威圧で自由な言論・主張を封じようとする行為は、卑劣極まり ない蛮行で、自由や民主主義、法の支配といった日本の体制を破壊する行為です。

事件を取り上げる前にあらかじめ、民主主義・全体主義について産経新聞に掲載された 2 つの主張を紹介します。「平等」など民主主義社会を構成する重要な権利などを使って民主主義を破壊して勢力拡大を図ろうとする全体主義の手法についてです。

《「危惧すべきは、性的少数者を平等に扱おうとするあまり、そうではない人たちの

権利や価値観を否定することにならないかということである」「はっきり言えることは、『性的少数者への差別をなくす』といった美名の下、言論の自由、学問の自由などが制限される法律は作ってはならないということだ。民主主義社会とは、どんな政治・社会・経済・教育の問題であれ、誰でも自分の意見を正々堂々と発言できる社会であるはずだ」「表現・言論・学問の自由は全ての国民に保障されるべきもので、特定のグループだけのものではないはずだ」(令和3年5月23日付、寄稿「LGBT 差別解消の美名の下で」楊尚眞弘前学院大教授)》

《「ある種の平等主義は、全体主義者に利用される」「『全体主義者らは現在は〔リベラル〕を自称しているのだろう』と感じた」「全体主義が『リベラル』というソフトな装いでしのびより、逆らい難い『ポリティカルコレクトネス(政治的正しさ)』を掲げて保身と勢力拡大を目指しているようにも思える」「多様性を訴えながら自分たちが気にくわない言論は弾圧し、封じ込めて社会を一色に染めようとする。反論しにくい『平等』『差別は許されない』といった言葉を多用し、異論がある人も沈黙させる。重んじるのは自身と仲間の権利と自由ばかりで、他者の人権や不自由には関心を持たない」「密告を奨励し、伝統や家族関係を壊し、邪魔な相手は集団でつるし上げ、国民意識を画一化する。そんな正義を隠れ蓑にした『和式リベラル』が支配する社会はどこに行きつくか」(令和3年2月25日付、「迫り来る『リベラル全体主義』」阿比留瑠比の極言御免)》

広島で昭和 44 年 12 月に「再建」と称して解同を分裂させた小森一派が、共産党を排除し、彼らの運動論を自治体に「点検」と称した糾弾で屈服させて認識させていきます。例えば「生活の不利益は差別であり、その差別は行政の責任である」「部落に対する差別観念は、社会意識として一般的、普遍的に存在する」という朝田理論をもとにした認識です。

解放同盟による暴力や民主主義の破壊については、前号の矢田事件、戸手商高校事件でお伝えしています。戸手商高校事件は解同の委員長である小森龍邦氏らが集団で暴力を振るった事件です。しかし解同は「暴力」をそれまでも、その後も認めません。

今回紹介する事件は、戸手商高校事件(昭和48年12月4日)の1年前に起きた事件です。「暴力」という批判を徹底的に封じ込めています。逆に解同の暴力を批判す

る共産党の主張を「差別を助長する」と非難し、都合の良いように世論工作を行うのです。

昭和 47 年 12 月 10 日に投票が行われた衆院選挙で、広島県第 3 選挙区に共産党の世良弘造氏が立候補します。世良氏や共産党は選挙公示の前、選挙区内に「同和の名による自治体、教育への不当な干渉をやめさせよう」と書いた看板を掲げ、公示後は選挙公報にも「暴力を背景に、『同和』の名による自治体、教育への干渉をやめさせます」と公約を載せました。

これに気づいた解放同盟は、組織の破壊工作と受け取って反発し、解放同盟も選挙 区内に看板を立て対抗します。同盟員などから世良選挙事務所や県選管に多数の抗 議電報が打たれました。世良事務所へ 401 通、県選管へは 2000 通を超えました。

解放同盟は、世良氏の公約が書かれている公報を「差別公報」とし、「選挙公報が戦後史上、類を見ない悪質な差別キャンペーンである」と決めつけます。そしてその差別公報を掲載したとして県選管を、それを配布したとして第3選挙区内にある7市32町村選管に対して責任を追及します。

12月1日、3 区内の市町村選管が、県選管に対して厳重な抗議を行います。「差別を拡大助長するような公報の配布を中止しろ」という内容です。抗議した市町村選管は約 20 にのぼります。これほど多くの市町村選管が県選管に抗議をするというのは異常なことですが、既に県連に屈していたのです。

抗議を受けた県選管は、1日午後に一旦は「手持ちの公報は配布を止めるよう」と指示しますが、2日になると「配布する」指示を出します。公報が国民の知る権利を担保する重要性を認識しての判断でしょう。しかし 3 区内の市町村選管は、県選管の指示を無視して公報を配布せず、県選管の決定に抗議を行います。

同2日、福山市選管委員長が、解同市協事務所で、同代表に対して公報が差別公報 であると認めます。「市選管は差別を助長する文書であることを事前に検討せず選挙 人世帯に配布したことの責任は重大であって反省する」と語り、同様の見解も表明しま す。

12月5日、解放同盟による県選管への糾弾が行われます。小森委員長ら解放同盟

員200名、市町村選管関係者、自治労組合員らが参加。解同側の参加者として、自治 労県本部委員長、広高教組委員長の他、なんと多数の市町村選管委員長や関係者が 参加しています。解放新聞には「金子県選管事務局長を相手に公報の持つ差別性を 鋭く追及した」と、厳しい糾弾を行った様子が書いてあります。

この糾弾会では、以前県が出した同和問題に関する冊子について県を糾弾した時の論理も持ち出して追及を行います。

冊子というのは県民生労働部が「同和行政の実際」という題で県内の関係機関に配布したものです。問題とされたのは「差別事件の処理方法」という項の中にあった「差別事件の処理にあたって、最も排すべきは、暴力の行使であります。この暴力という言葉の中に精神的なものを含んでいるのであります。また金銭だとか物品による解決も、問題をはなはだしく冒涜するものであることは贅言を要するまでもないでしょう」という文言で、差別の助長になると糾弾を受け、配布先の機関に文章を削除させる指示をしていたものです。糾弾が行われた昭和42年はまだ正常化連は排除されていない時期で、一緒に県を糾弾しています。

県選管をどのような論理で糾弾を行ったのか。小森委員長らが追及する様子を解放新聞12月11日号から引用します。(傍線:筆者)

《「交渉の席上では、世良弘造氏が公報に述べている「暴力を背景に『同和』に名を借りた教育、自治体への干渉をやめさせます」という記述が、部落民を暴徒とする社会意識としての差別観念に依拠して意図的に差別助長をおこなっていると鋭く県選管に責任の所在を迫った。特にこの公報にある差別記述については、42年、当時の部落解放同盟県連「委員長藤川春雄」が、県が出した「同和行政の実際」(41年11月20日発行)をめぐり今回の公報と同一内容の差別的記述について削除を迫っているだけに、その行政責任を追及。小森委員長らは、「『正常化連』の諸君は我々が難くせをつけ、『公報』の配布を妨害していると赤旗に報道『12月4日付』しているが、42年当時、『同和行政の実際』をめぐる交渉では同一内容の差別的記述については削除を迫っているという客観性がある』と追及。又、「公選法第150条に、候補者は他人の名誉を傷つけ、品位を損なう言動をしてはならぬとあるが、県選管は暴力集団であるかの印象を与える世良氏の"公約"をどう思うのか」などと鋭く追及、県選管が配布を指示した根拠を明らかにするよう正した。この中で、42年県発行の「同和行政の実際」をめぐる交

渉では、同冊子に「差別事件の処理にあたって、最も排すべきは、暴力の行使でありま す。この暴力というのは、言葉の中に精神的なものを含んでいるのであります。また金 銭だとか物品による解決も、問題をはなはだしくするものであることは贅言を要するま でもないでしょう」などという差別的記述があり、当時の藤川県連委員長「現在『正常 化連」県連委員長」らも、「偽りを真実のごとく知らせることになり、部落民を暴力集団 とみるこの部分は削除せよ」と迫った。この結果、県は責任を認め42年8月29日付 の通知で民政労働部長が各福祉事務所長に対し「41 年 11 月 20 日発行の冊子『同 和行政の実際』141 頁から 142 頁は全文削除する」と指示している。こうしたかつての 差別事件が引き起こされているという県行政の重大な責任を踏まえ、「世良弘造選対 事務所に2日午前、暴力を背景に"同和"に名を借りたとあるのはどこの"団体"を示す のかと正したところ、中央本部につながる解同だとはっきり云っている。我々を指して 暴力集団視していることは明白だが、こうした誹謗、中傷に県選管が見て見ぬふりを するのはあまりにも一方的ではないか」と「この文書が同盟を指しているかどうかは不 明」と言い逃れていた県選管を追及。金子事務局長は、「世良候補の文面について県 選管は判断できない」と言い逃れてきたが、「差別拡大助長につながる原文をチェック するのは、検閲ではない。部落問題は、"答申"が言っているように人類普遍の原理で ある自由と平等に関する問題であると規定しているが、選挙及び関係法規は、人類普 遍の原理の前には席を譲らなければならない、彼等は告示前にも差別キャンペーンを 行っているが、公報に出すことを認めると彼等の論理を正当化することになる」と反 論。当初、「この表現が差別につながるか、つながらないかは有権者が判断すべきで県 選管としては判断すべきでない」と言い続けた県選管も、●●新市町選管委員(原文 は実名)の「県連の申し入れは正しい、県選管が官僚的熊度に固執するのは問題、配 布した責任は県選管にある」との追及の言葉や、「差別を拡大する文書配布に荷担は できない」として協和村選管が公報が入った包みを交渉の席上返すなど紛糾したた め、その正当な論理と各市町村選管の行動の前についに屈した。県連は、県選管と今 後の問題解決の見通しがついたので6日早朝、選挙を混乱させない配慮から各選管 に配布指示を打電、問題解決は、選挙後、具体的に話し合うことにした。》

解同による追及は、「5 日午後 1 時 30 分から 6 日午前 1 時まで及んだ」と書いて

あり、12時間近くにわたって糾弾が続けられています。糾弾では解同の主張する認識 を呑むことから追及を受けます。「部落差別意識は普遍的にある」という認識です。「部 落民を暴徒とする差別意識が社会にある」という彼らの土俵に上るまで追及され、そし て糾弾は彼らが満足する言葉を吐くまで続けられるのです。

11月13日にも解同は県と県教委に対して出した「48年度要求書」要求の交渉をしていますが、ここでもまず県職員の「部落問題に対する基本認識」について追及がされています。新聞には「要求書以前の問題でもたつき」と書いていますが、「部落問題の解決は行政責任」という「認識」問題だけで12時間に及んでいます。いくら長時間になろうと「行政責任」という認識を受け入れさせ、その上で行政の責任を追及するということです。

さてまた世良氏の公報問題に戻ります。12月5日の解同による糾弾で、差別公報と認めろと追及を受けた県選管は、「この表現が差別になるかならないかは有権者が判断すべきで県選管としては判断できない」と述べますが、糾弾側の参加者から差別的な言葉でヤジられます。「判断できないのは、ヤジにもあったが部落問題について県選管の職場である地方課が『痴呆課』であるからだった」と解放新聞記事でも取り上げています。

解同は「交渉」と言っていますが、多人数で威圧し、相手を侮辱し差別的な言葉でヤジを飛ばすようなものを到底「交渉」と言うことはできません。糾弾に屈した県選管は、解同の意に沿う文言を入れた確認書を書きます。

「昭和 42 年当時、同和行政の実際の一部を削除した経緯を把握の上、今回の選挙公報の問題について、選挙終了後、県行政としての見解を表明するよう、関係部局と協議します」

さらに問題なのは、公報配布について解同県連が各選管に「指示」していることです。

「6 日、県連は公報配布の"指示"を市町村選管に出した。市町村選管では、県連の 決定を受け再配布を開始した・・」と記しています(12 月 18 日号)。 選管が県連に支 配されている実態を表しています。

3区の7市32町村選管の内、支配された三原市や尾道市など、7市と27町村選管が差別と認める声明を出し、「確認書」を書きます。解放新聞に、福山市選挙管理委

員会の確認書を載せています。確認書の内容はほぼどこも同じ主旨であると記しています。紹介しましょう。

- 1. 県選挙公報に掲載されている、暴力を背景に同和に名を借りた教育、自治体への干渉をやめさせます、は差別を助長する文章であることを認める。
- 2. 市選管は上記の内容を事前に検討せず選挙人世帯に配布したことの責任は重大である。
- 3. 前記1の認識にたつ差別文書(公報)を掲載し配布した県選挙管理委員会に厳重に抗議すると共に直ちに適正な措置をとることを申し入れる。(4月2日号)

市町村選管を屈服させた上で、解放同盟は翌48年2月13日、県選管をさらに追及します。

「県選管として差別か差別でないかの意見は述べられない」と話す県選管を、解放 同盟はまたも次のような理屈で追及し、遂に確認書を書かせ、3月5日に市町村選管 関係者を集めて研修会を開くことを約束させます。

《「部落差別が、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり憲法に保障されている基本的人権に関わる問題であり、県選管が意見が述べられないと考えている唯一の法的な根拠である公選法も、部落差別を助長拡大する行為に対し厳重な処分を取るのは当然ではないか」「同対審答申に基づき行政施策をすすめている県選管は、公報に対しはっきりとした見解を示すべきである」》

同対審答申を持ち出してきて、それを武器に、行政である県選管も従わせようという戦術です。県選管は次のような確認書を書きます。

「県選管は、県民に対し、同対審答申にのっとり同和問題についての正しい認識と政治常識を高めるための措置をとることを県の関係部局に口頭で要請しました」(2月26日号)

このような確認書によって「同対審答申にのっとり」という美名の下、偏った認識を県や市町村が広報誌等で住民に訴えたり、講演会を実施していくことになったのです。

解同も各地で大々的に集会を開いたり、地協の定期大会などで共産党の「差別キャンペーンを粉砕する」といった決議をあげていきます。3 区内の全市町村で 15 会場を設けて「衆議院選挙差別公報問題討論集会」という名で順次集会を開き、9千名が参

加しています。そのまとめとして、差別キャンペーンを粉砕する「総決起集会」を6500 名の参加で行いました。南部地協、北部地協で開かれた定期大会では「部落解放運動 の進展を阻もうとする日本共産党」を断固粉砕する決議がそれぞれ1200名、800名 の参加者でなされました。

これらの集会で「『部落差別が、一般的、普遍的な社会意識としての差別観念として存在する』ということを討議の場で深める」と書かれています。(昭和 48 年 2 月 12 日号)

上記の考え方は朝田理論の一つです。部落を差別する社会意識が普遍的に存在していると決めつけ、「暴力」に限らず、何でも差別と結びつければ糾弾することができるという独善的な考えです。

自分たちが気にくわない相手や言論を「差別は許されない」という美名の下に介入し、「人類普遍の原理」という逆らい難い『ポリティカルコレクトネス(政治的正しさ)』を掲げ、優位な位置に立って攻撃し、法に基づいた行政施策を妨げる。部落差別が「自由と平等に関する問題である」という反論しにくい言葉で盾にして立候補者や政党が主張する自由な意見を非難し、全ての国民に保障されるべき表現・言論の自由を封殺する。「同和問題は憲法に保障されている基本的人権に関わる問題」といった言葉を多用して自分たちの主張を押しつけ、部落に対する都合の悪い異論は沈黙させて情報統制し、なかったことにする。重んじるのは自組織の拡大と権利・利権ばかりで、邪魔な相手は集団で糾弾して吊し上げ、他者の人権は全く配慮しない。「同対審答申に基づき行政施策をすすめている県選管」と、異論を出しにくい言葉を使って団体の論理を押しつけた世論工作をさせ国民意識を画一化しようとする。「"答申"が言っているように」と言って「同対審答申」という正義を隠れ蓑にして都合の良いように情報操作し社会を染めようとする。

このように解放同盟への「暴力」という批判は「暴力を部落差別と結びつけ差別の助長拡大になる」という口実をつけ、徹底して封殺され、批判者は弾圧され、選挙が歪められ、情報統制して世論づくりがなされました。法でもない「同対審答申」を絶対視し、そこに書かれた「人類普遍の原理」という文言などを使い、いかにも民主主義であると装った手法で民主主義社会が蹂躙されたのです。